中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行　　2019 年 8 月 23 日号（No.309）

Ⅰ．全人代レベル
Ⅱ．国務院レベル
Ⅲ．中央行政部門レベル
1.「金融業の対外開放のさらなる拡大に関する関連措置」
Ⅳ．司法解釈
Ⅴ．地方レベル
1.「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に関する実施細則（4.0 版）」
Ⅵ．その他（意見募集稿等）

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
http://www.mhmjapan.com/

弁護士　射手矢 好雄
☎ 03-5223-7713
弁護士　石本 茂彦
☎ 03-5223-7736
弁護士　江口 拓哉
☎ 03-5223-7745
弁護士　小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

Ⅰ．　全人代レベル

該当なし

Ⅱ．　国務院レベル

該当なし

Ⅲ．　中央行政部門レベル

1.「金融業の対外開放のさらなる拡大に関する関連措置」

（原文「关于进一步扩大金融业对外开放的有关举措」）

国務院金融安定発展委員会 2019 年 7 月 20 日公布、2019 年 7 月 20 日施行

2019 年 7 月 20 日、国務院金融安定発展委員会は、金融業の対外開放のさらなる拡大に関する関連措置（以下「本件措置」という。）を公布した。本件措置は、中国人民銀行、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会により具体的な規則が制定された後に実施されることが想定される。本件措置の主な内容は以下のとおりである。

（1）　外資規制緩和の基準時の前倒し

2019 年度版ネガティブリストにおいては、証券会社、基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社につき、外資の持分は 51%までとされたうえ、2021 年には外資規制を撤廃する旨が定められている。本件措置では、2019 年度版ネガティブリストでは 2021 年とされていた外資規制の撤廃時期を、2020 年に前倒しする旨が定められている（6 条、9 条）。

（2）　銀行・保険に関する規制緩和

現行法においては、外国の保険会社が、中国において外資保険会社を設立するた

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

めには、保険業務の経営につき 30 年間の経験を有することが必要であるとされていた（外資保険会社管理条例 8 条 1 号）。本件措置においては、30 年間の経験要件につき取り消し、外資保険会社の参入要件緩和するものとされている（8 条）。

また、現行法においては、保険資産管理会社の株式持分の 75%以上は、国内の保険会社により保有される必要があるとされている（保険資産管理会社管理暫定規定 9 条）。このため、外国の投資家は、保険資産管理会社の株式につき、25%までしか保有することができなかった。本件措置では、このような制限を取り消し、外国投資家が 25%を超えて保険資産管理会社の株式を保有できるようにするものとされている（7 条）。

また、本件措置では、海外の金融機関が商業銀行の資産運用子会社を設立・出資することを奨励する旨、海外の資産管理機関が中国資本の銀行や保険会社の子会社と合弁で、外資が支配株主となる資産運用会社を設立することを認める旨が定められている（2 条、3 条）。

（3） その他

本件措置においては、上記のほか、外資機関が中国において信用格付け業務を展開する際、銀行間債券市場及び取引所債券市場における全種類の債券に対する格付けを行うことを認めること、外資機構が銀行間債券市場 A 類につき引き受け主幹事資格を取得することを認めること、海外の金融機関が養老金管理会社を設立し、もしくは資本参加することを認めること、外国資本が 100%出資・資本参加してマネーブローカー会社を設立することを支持すること、海外の機関投資家が銀行間債券市場に投資するための利便性をさらに向上させること等が定められている（1 条、4 条、5 条、10 条、11 条）。

（全 11 条）

Ⅳ. 司法解釈

該当なし

Ⅴ. 地方レベル

1. 「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に関する実施細則（4.0 版）」

（原文「进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0 版）」）

国家外貨管理局上海分局 2019 年 7 月 10 日公布、2019 年 7 月 10 日施行

2019 年 7 月 10 日、国家外貨管理局上海分局は、「中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進の実施細則（4.0 版）」（以下「本実施細則」という。）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

を公布した。これまで、国家外貨管理局上海分局は、2014 年、2015 年及び 2018 年にそれぞれ同様の実施細則を公布したことがあり、今回が 4 回目の実施細則である。本実施細則は、主に行政の簡素化及び権限委譲、貿易及び投資の利便増進、並びに多国籍企業本部経済の発展及びオフショア金融サービスの方面から上海自由貿易試験区における試行政策を実施する。

本実施細則の主な内容は、以下のとおりである。

（1） 行政の簡素化・権限委譲の強化について

本実施細則により、以下の行政の簡素化及び権限委譲が行われる。

①輸出入企業名簿の登記[1]や、国内個人が国外上場会社の株式奨励制度に参加することの登記[2]等一部の行政許可業務について、国家外貨管理局にて関連手続を行う必要はなくなり、関連システム[3]でオンライン申請、資料の審査、オンライン照会を行うことができる（6 条）。

②企業が直接銀行において外債抹消登記[4]を行うことができる（16 条）。

（2） 貿易及び投資の利便増進について

本実施細則は、以下三つの方面から貿易及び投資の利便性向上させ、かつ資本流動プルーデンス管理を改善すると規定している。

①現行の外貨管理政策では、投資を主たる業務とする外商投資企業（外商投資性会社、外商投資創業投資企業及び外商投資持分投資企業を含む）を除き、外商投資企業資本金を人民元転して得た人民元資金を国内持分投資に用いてはならないとされている[5]。

これに対し、本実施細則では、上海自由貿易試験区内の非投資性外商投資企業による投資が真実、かつ法令を遵守していることを前提に、実際の投資規模に基づき、資本項目外貨収入又は人民元転により得た人民元資金を国内持分投資に用いることができるとされた（13 条）。

②現行のクロスボーダー融資全般に対するマクロプルーデンス管理政策[6]によれ

---

[1] 「貨物貿易外貨管理法規の公布に関する問題についての通知」によれば、企業は、①法に従い対外貿易経営権を取得した後、②登記情報が変更した場合、③経営を終了し、又は対外貿易経営権を取り消された場合には、外貨局にて関連手続を行わなければならないとされている。

[2] 「国内個人が国外上場会社の株式奨励制度に参加する場合の外貨管理関連問題に関する通知」によれば、国内代理機構は、関連資料を国家外貨管理局の所在地分局又は外貨管理部に持参して、個人の株式奨励制度参加の外貨登記を統一的に行わなければならないとされている。

[3] http://zwfw.safe.gov.cn/asone

[4] 「外債登記管理規則」によれば、非銀行債務者の外債未返済残高が零で、かつ資金引出が発生しない場合には、最後の 1 回の元利返済を済ませた日から 1 か月以内に、所在地の外貨局で外債抹消登記を行わなければならないとされている。

[5] 「直接投資外貨業務操作手引き」第 1.14.

[6] 「クロスボーダー融資全般に対するマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」及び「クロスボーダー融資全般に対するマクロプルーデンス管理政策の回答（一）」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ば、外商投資企業は、外債契約届出を行う際に、「投注差」モデル[7]又は「クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理」モデル[8]を選択しなければならず、かついずれかを選択した後に変更をしてはならないとされている。本実施細則においては、すでに「投注差」モデルを選択した企業は、「クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理」モデルに変更することができるが、変更した後再度変更してはならないと定めている（14 条）。

③本実施細則は、企業のクロスボーダー融資契約締結幣種、引出幣種及び返済幣種が一致しなければならないとする要求[9]を緩和し、上海自由貿易試験区内の企業の引出幣種と返済幣種がクロスボーダー融資契約締結幣種と一致しないことを認める。但し、引出幣種と返済幣種は一致しなければならないとされている（15 条）。

（3） 多国籍企業本部経済の発展について

多国籍企業本部の発展を促進するため、本実施細則は、上海自由貿易試験区内の企業が多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務[10]を実施する要件のうち、現行の人民元・外貨国際収支規模が 1 億米ドルを超えていることという要件を、5,000 万米ドルに引き下げた（21 条）。

（4） オフショア金融サービスについて

これまで、銀行から国外機構へのトレードファイナンス貸付の実行に関しては明確な規定が存在しなかった。本実施細則により、上海自由貿易試験区内の銀行が国外機構に対してトレードファイナンス貸付を実施することができ、かつ国外機構国内外貨口座（外貨 NRA 口座）の関連サービスを提供し、外貨 NRA 口座における資金を質権の目的物として受け入れることができるとされている（18 条～20 条）。

（全 25 条）

Ⅵ. その他（意見募集稿等）

該当なし

---

[7] 「外債登記管理操作手引き」によれば、外商投資企業の実際の外債借入可能枠が、外国側株主の資本金払込済比率に「投注差」を乗じたものに等しいとされている。
[8] 「クロスボーダー融資全般に対するマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」によれば、企業及び金融機関が展開するクロスボーダー融資は、リスク加重に応じて残高（使用済みの未返済残高を指す。以下同様）を計算し、リスク加重残高は上限を超えてはならないとされている。
[9] 「クロスボーダー融資全般に対するマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」によれば、企業及び金融機関のクロスボーダー融資契約締結幣種、引出幣種及び返済幣種は、一致しなければならない。
[10] 「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」によれば、クロスボーダー資金集中運営業務とは、国内外資金を集中運営管理し、外債及び国外貸付の限度額の集中管理、経常項目資金の集中受取・支払又は差額決済等を行う業務を指す。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

文献情報

- 論文　「中国最新法律事情（233）2019 年版ネガティブリストと奨励外商投資産業目録」
  掲載誌　国際商事法務 Vol.47 No.8（2019 年 8 月 15 日発行）
  著者　井上 諒一、胡 勤芳

- 論文　「中国サイバーセキュリティ法（CS 法）規制の現状と対応」
  掲載誌　ビジネスロー・ジャーナル No.139（2019 年 10 月 21 日発行）
  著者　本間 隆浩ほか（共著）

セミナー情報

- セミナー　第 14694 回 JPI 特別セミナー『中国「外商投資法」の実務への影響と採るべき対応』
  開催日時　2019 年 9 月 30 日（月）9:30～11:30
  講師　本間 隆浩
  主催　JPI（日本計画研究所）

- セミナー　『中国・東南アジアの環境関連法制　最新情報とその対応実務』
  開催日時　2019 年 10 月 11 日（金）14:00～16:50
  講師　本間 隆浩ほか
  主催　AIG 損害保険株式会社、森・濱田松本法律事務所（共催）
  協賛　イー・アール・エム日本株式会社

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

中国プラクティスグループ
射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、本間隆浩、森規光、原潔、
山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、井上諒一、富永裕貴、水本真矢、
福島翔平、岩佐勇希、真下敬太、
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、李維佳、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、
呉馳、楊天翼、孟立恵

提携事務所　北京市中諮律師事務所
張継文

TOKYO
〒100-8222　東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL ： 03-5223-7713
FAX ： 03-5223-7613
tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大厦 6 階　200120
TEL ： ＋86-21-6841-2500
FAX ： ＋86-21-6841-2811
shanghai@mhm-global.com

BEIJING
北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 316 号室　100004
TEL ： ＋86-10-6590-9292
FAX ： ＋86-10-6590-9290
beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2019 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.